

**シンガポール法律コラム**  
第26回 シンガポールにおけるM&Aについて

2026年1月  
One Asia Lawyers Group  
日本法・シンガポール法(FPC)・イングランド&ウェールズ法弁護士  
増田 浩之

みなさん、こんにちは。今回と次回の2回にわたり、シンガポールのM&Aについて解説します。

シンガポールは、東南アジアの経済、金融の中心地として、多くの国際企業が地域統括拠点を置くなど、戦略的なハブとしての地位を確立しています。日本企業にとっても、現地企業とのM&Aを通じた進出や事業拡大のニーズは引き続き高く、アジアを中心とした事業展開にとって今後も重要なエリアの一つです。

本稿では、シンガポールにおけるM&Aの特徴について概説します。



## 1. シンガポールのM&Aの特徴とは？

### (1) M&Aトレンド

傾向として、日本企業によるシンガポール企業のM&Aは、2020年前後のコロナ期間中の一次的な減少や年度によって多少のばらつきはあるものの、年間概ね40-50件程度の案件数で推移しており、シンガポールは ASEANの中で最も多い国となっています（注：[https://www.recof.co.jp/crossborder/jp/market\\_information/](https://www.recof.co.jp/crossborder/jp/market_information/)）。

### (2) M&Aの特徴

近年、シンガポールの企業においても経営者の高齢化が進んでおり、シンガポールにおけるM&Aの実務に日々携わっている感覚からすると、後継者不足に伴う事業承継型のM&Aも比較的多いように思われます。買収企業と被買収企業の事業ラインや商流が合致し、その企業が既に優良なサプライヤーや顧客を抱えているなどといった場合、事業承継先を探したいというシンガポール企業のニーズとシンガポールへの進出の足掛かりとして日本企業のニーズが一致し、M&Aの成約につながるというケースです。その他、シンガポールの新規分野や若手経営者と協業する形での投資的要素の強いケースも見られます。

### (3) 外資規制の少なさ

シンガポールは、原則として外資に開放されており、外資規制がメディア関係などの一定の分野に限られているという点も特徴的であり、この点も、日本企業にとって安心してM&Aという選択をとることの理由の一つといえるかと思います。

### (4) 法的透明性・確実性

シンガポールは、法令、各省庁の指針やガイドラインなどについて、その全てが英語でWeb上からアクセス可能です。また、秘書役制度を中心として会社法上の組織関係書類等の維持管理やアップデートも確保されており、たとえば、ACRA（Accounting and Corporate Regulatory

Authority) の Bizfile や登録された関連書類をみれば、株主が誰か、取締役が誰か、いつ株式の移転があったかなどを公的な形で確認することができます。このような権利関係やそれにかかる制度についての透明性と確実性が高いというところもシンガポールの特徴であり、M&Aを行う際のハードルを下げる要因の一つになっているといえるかと思います。

## 2. シンガポールにおける M&A の代表的な手法

シンガポールにおける M&A の手法は、株式譲渡による方法のほか、新規株式発行による方法、合併、事業譲渡なども手法としてはあります。もっとも、マジョリティを取得の上で子会社化して運営していくケースを前提とすると、株式譲渡による方法が多く、一般的です。出資・投資的な要素の強い案件の場合は、これに加え、新規株式発行という手法がとられることがあります。

## 3. シンガポールにおける M&A に際して検討すべき事項（株式譲渡による方法を前提とする）

シンガポールにおいて M&A を行うに際しては、主に以下の事項を検討します。

- (1) 対象会社の選定・交渉、専門家の起用
- (2) 基本合意書の作成・締結
- (3) デューデリジェンスの実施
- (4) 各契約書の作成・締結
- (5) クロージング・取引実行
- (6) PMI（買収後の統合作業）

以上の各ステップの概要と留意事項等については次回に詳細をご説明します。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife（シンガライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニュースレターの形式にまとめたものとなります。

### ◆ One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

＜著　者＞



増田 浩之

One Asia Lawyers Singapore Office

弁護士（日本法・シンガポール法(FPC)・イングランド&ウェールズ法）

弁護士登録後、日本の大手製薬企業法務部にて、日本国内外の契約法務を中心に、クロスボーダーのM&A、ライセンス契約その他企業提携関係（資本提携・業務提携含む）構築のための契約交渉その他の業務及び提携関係構築後の対応業務等に従事する。また、医薬品企業法務研究会にも参加（オブザーバー）し、医薬品・医療機器を含むヘルスケア分野の研究を重ねる。

その後、大阪にある事業再生・事業承継・M&Aを専門とする法律事務所にて、契約法務・労務・総務等の一般企業法務業務のほか、事業再生・M&A、会社組織や株式・事業の譲渡等に関連して生じた紛争・訴訟の対応も数多く行う。

One Asia参画後は、アジアパシフィック地域を中心とするM&Aを含むアライアンス案件に多数従事し、日系企業の現地進出及びその後の経営をサポートする。

現在、M&Aプラクティスチーム・ヨーロッパプラクティスチームのリーダーを務める。日本法、シンガポール法、イングランド・ウェールズ法弁護士資格を保有し、日本法とコモンロー双方の専門性を活かして、アジアパシフィック地域のみならず、欧州地域のM&A、コーポレート案件も多数手がける。

[hiroyuki.masuda@oneasia.legal](mailto:hiroyuki.masuda@oneasia.legal)